

廣益俗說辨

附編 婦女 僧道

地理 人事 居處
衣服 寶貨 書籍
畫圖 器用

13

954

17

廣益俗說辨附編廿三目錄

補

○婦女

補

紫磐井が母が役

補

小式部内侍ハ保昌が子とつた役

補

鳴千載若茶が役

補

源義経妻室の役

補

静が森よつて雨ふた役

補

尼將軍の役

補

菊池寂阿が妻の役

補

結城親之が妻の役

補

奈良良花近ガ妹ガ役

補

遊女を傀儡といふ役

○僧道

補

頼豪阿闍梨ハ大江匡房の兄といふ役

補

曇聖大徳ガ役

補

ある僧祿を避けて神社に詣ふ役

補

西行法師江口遊女よる役

補

公曉悪禪師ガ役

補

南都乃悪僧ガ役

補

ある僧水子字紙書役

補

ある僧半にけり役

廣益俗說辨附編卅三

井澤長秀輯録

○婦女

補 院此^{ツシ}盤^{シノイ}井^イが母^{ハハ}が院

信書^ニ云^ニ繼體^{ナイツタイ}天皇^ニ御宇^ニ院此^{ツシ}盤^{シノイ}井^イ謀^ム叛^{ハン}一^ニつ

を討^{ツク}つ^テ延^{ツカ}遠^ニて殊^{コト}々^ニは^ニ院^イ井^{ハハ}が母^{ハハ}を捕^トへけ

る^ニの母^{ハハ}天皇^ニの御^ミ前^{マヘ}を^ニいて院^イ井^{ハハ}謀^ム叛^{ハン}と

い^ニふ^ニ母^{ハハ}が罪^{ツミ}はあ^ニら^ニう^ニ有^{アル}紙^シの^ニう^ニく奏^{ソウ}一^ニつ^ニは

命^{イデ}と^ニた^ニけ^ニ給^{タマフ}ふ^ニ 女^メ遊^ユよ^クへ^ニい^ニこれ^ニを^ニ思^{オモフ}ふ^ニ

今^{イマ}按^アふ^ニ此^{コノ}院^ニ日本^{ニッポン}紀^キの^ニ下^ノの書^ノふ^ニら^ニう^ニて^ニら^ニう^ニと

妄^{マカ}作^{サス}ち^ニり^ニ評^{ヒョウ}と^ニう^ニふ^ニら^ニう^ニに^ニ

補

小式部内侍ハ保昌が子といふ程

俗書云和泉式部ハ藤原保昌が妻なり。一人乃

息女あり。小式部内侍といひ一是なり。

今按ふ。小式部ハ和泉守橘道貞が女子

なり。保昌の子めあらず。和泉式部ハ大江雅

致が女子母ハ弁内侍なり。上東門院乃官女とあり。

和泉守西四位下橘道貞が妻とあり。一女と

生。小式部内侍と云是也。和泉式部彈正平

為尊親王冷泉院の皇子なり。乃親王かく種

多して後後拾遺集道貞なりと云々。

は後道貞降興守とて下兩式部が後。秋田集ニ云々。

が方へかゝり終つてあり。

敦道式部と清館とあり。保一あり。北方

小一系た大長師尹の女を。うとす秋一坂小方の清姉東宮

乃女三條院。皇太后。兄遠を述ふはうへてつま

帰るなり。

は本末。和泉式部日記ニ詳記あり。大鑑云。院の四宮師官の清うとて。二三年たりやせし。後。冷泉部よりさへありとあり。小世継云。けだめはうへてつま

ひきつる。この或るを妻とせし。さへあり。敦道親王

かくもあり。後丹後守藤原保昌

妻とあり。

後拾遺集

舞を足音と聞て、圓の活乳をさすい也。
 世間。白拍子といふ舞あり。曲紙さけが五
 音の中より、商の音なり。此音ハ亡國の音
 なり。舞のときを足れい。立ちつりて、空を
 むさそるなり。是れもものゝ身體なり。詠曲
 身體もふ不快乃舞なりと。そゝるなりと
 わり。考へ知る一

補 源義経妻室の記

俗間流布の義経記。義経の家へ久我大長
 姫より九歳より大長女むれしと云ふと母

おくれ十六歳より義経乃室となり。義経少少
 のとれりの宿所。今出川より秋多保が保なり。
 此障子と見え、へりの手跡をけり。我と
 かのかくれう。なぐれ人の意。うん。義経あ
 り。いふ。是て思れ。うら。は。は。は。奥列より。う
 らい。高館あり。て。い。い。自害を。う。は

今按。源義経妻ハ河越太郎重頼が女子と。
 久我大長の女子。は。わ。と。東鑑云。元暦元年
 九月十四日上洛。為相嫁源廷尉也。是依
 武衛謂。兼日。今約。諸重頼家子。貳人。即。是。北

降^カるまゝをていつけきとあり。義經^{キキ}記を
あ^{モノ}と者^{モノ}もこれをみわを久^コ我^ガ人^ニ長の女^{メス}
子^コけりるひ^ヒるものなり

補^ホ 静^{シツカ}が露^ロよみて雨^{アメ}うる後

俗^{ヒト}説^セ云^ハ一と歩^ヒ百日のいどりありきるふ鴨川^{カモガハ}桂^{カミ}海^ミ
とわがれど井^イ乃^ニ水^ミぬるく國^{コク}土^ドのるや^ヤあり
しう^シバ^バ法^フ寺^ジぬ^ニゆ^ユをて^テ新^ニや^ヤに志^シありは
い^イぬ^ニ院^{イン}神^{ジン}泉^{セン}苑^{エン}は^ハ清^{セイ}き^キありて容^{ヨウ}色^{シキ}とく^ク後^ゴ
る^ル白^{シラ}拍^パ子^シと^ト十^{ジュ}人^{ニン}え^エびて^テ舞^マを^ヲ新^ニく^クよ^ヨ志^シる
し^シ静^{シツカ}が舞^マよ^ヨみて^テ龍^{リウ}神^{ジン}これ^レや^ヤりて^テい

く^クふ^フる^ルぬ^ニ思^シふ^フる^ルれ^レび^ビと^ト雨^{アメ}う^ウる^ルか^カ二^ニ日^{ニチ}まで
い^イき^キう^ウば^バ静^{シツカ}は^ハ日^{ニチ}本^{ホン}一の宣^{セン}旨^ジと^ト終^{シュウ}り^リたり

今^{イマ}按^アる^ルぬ^ニ是^シに^ニ教^{キョウ}日^{ニチ}早^{サウ}魅^ミとて^テあ^アは^ハゆ^ユふ^フ
る^ル雨^{アメ}に^ニ舞^マあ^アる^ルを^ヲる^ルなり。舞^マよ^ヨみて^テ雨^{アメ}
かり^カし^シよ^ヨい^イわ^ワる^ルに^ニゆ^ユを^ヲ舞^マう^ウい^イ人^{ニン}君^{キミ}の^ノ心^{シン}を^ヲ憂^ウへ
民^{タミ}を^ヲあ^アは^ハれ^レとて^テ天^{テン}よ^ヨい^イの^ノち^チなり。其^{ソノ}至^シ誠^{セイ}の
感^{カン}よ^ヨみて^テ雨^{アメ}う^ウり^リとい^イ我^ワ朝^{チウ}も^モろ^ロこ^コに^ニあ^アま
め^メる^ルこ^コり。あ^アる^ルふ^フた^タい^イか^カく^クて^テ朝^{アサ}為^ニ張^{テウ}郎^{ロウ}
婦^フ暮^モ為^ニ李^リ郎^{ロウ}妻^{セイ}様^{ヤウ}一^{イチ}さ^サ白^{シラ}拍^パ子^シ小^コ秋^{シュウ}翁^ウに^ニ
う^ウい^イ天^{テン}を^ヲ舞^マあ^アる^ルなり。ひ^ヒく^クの^ノで^デに^ニ非^ヒ終^{シュウ}る。

わては龍神のんやあられをよるゝの云
わい。彼もまゝ。海奔放蕩の徒や。一笑すに
堪ふ。又日本一の言者れ。いつゝなるべし。
是は。ことろぐ。日本一。恥辱といふは。

補 尼將軍の死

信從云。於朝後。室平政子尼とちりて。如實。こゝ
代。將軍の後見。て。政勢を。治。た。尼
お軍。これ。なり。嘉祿元年七月十二日。百廿五歳
して。死去。なり。

今按る。宋文帝。慧琳は。師。が。よく。談。論。する。

を。ひて。朝廷の大事。にあづ。け。し。ひ。つ。め。よ。
權要。は。ゆ。づ。れ。孔。顓。これ。を。そ。う。て。黒。衣。宰
相。冠。屨。を。ひ。じ。な。う。とい。つ。う。如。實。尼。も。又。こ。な
い。う。れ。り。政。勢。は。あ。づ。う。て。う。れ。い。ど。と。き。ば。
小。條。一。家。の。輩。ハ。菽。麦。を。う。め。の。こ。や。尼。が
没。後。い。て。あ。う。う。ス。尼。將。軍。号。れ。る。修。也。お。家
宣。下。き。て。及。ど。う。う。將。軍。親。經。は。體。の。こ。ら。
政。勢。と。さ。う。い。う。ハ。せ。う。入。道。將。軍。と。さ。う。ま。り。
如。實。も。無。用。の。あ。う。い。で。オ。は。ぐ。ら。う。な。尼。お。家
と。諱。名。で。い。う。の。ち。り。も。ろ。こ。い。に。も。う。は。る。あり。

吳淑諱名録西載餓彪將軍ハ魏元暉筆公
尖頭奴ハ魏杜弼侏儒郎中ハ常慎餓鷹侍
中ハ魏盧祐黑面僕射ハ魏元欽鬼婆ハ則天
武后細眼奴ハ房玄齡斗酒学士ハ省主侯瓌
相ハ王欽若媼相ハ董貫をとりけ敷あり。又
如實尼嘉祿元年七月十二日百廿五歳トて
卒といふト非なり。乾朝の政子に通じ。乾
一ハ治承年中の比あり。治承元年より嘉祿
元年まで七十七年なり。乾朝いうところ七旬有餘の
老婆を懸想さる。終んや佐佐木の相違なるに
に

補 菊池寂阿が妻り佐
佐親云。元弘年中菊池寂阿象雲乃探頭小糸英
時が情多城ニ寄て我死と寂阿嫡子武主弘國
り歸とて妻づも一人一首の奇証れり。を向
右郷よあといひ。うれいのらともあつてや。人乃
と我をまうしむ。妻けう。弘忍てぬ。けいもこ
よい。うりのい。けう。うと。あつてや。君が我と結ん
と書きて自害し。たり
今秘る。め。は。佐。佐。り。菊池寂阿が妻ハ志保
中隆が女子なり。寂阿死後尼とてあつて。志保云

といふ武守武光等が母なり是云尼が
正平八年十二月五日肥後國玉名郡廣福寺
ぬつら状。今も傳へり。其相遠を知らず

補 結城親光が妻が死

信長云。結城太田判官親光。鳳輦にはまゝて京
を落つる女房といふ女とていふれば女房親光を
いげまさんごめ目乃前て自害したり
今按ふ結城親光が妻まゝされば自害
の事信長より云ふに足利治礼記梅松論梅
雲記南朝記吉野拾遺等よりて是と

補 赤良た近が妹が死

信長云。西園の角生定光久た衛門といふの已が
才子赤良たを女とて其妹を妻とせんとい
ひ。其の女定光が短剣とていひて定光を殺
し。其身も自害したり
今按ふた近が妹が事信長より。信長記惣見記。
信長赤良たを女とていひて其妹を妻とせんとい

補 遊女を傀儡といふ死

信長云。約の下学集云。日本俗呼遊女曰傀儡。
撰集にも傀儡河。傀儡は後傀儡麻などあり。又

寄傀儡意といふをえしむるもあて
消るる形上のけりしをえしむるもあて

今按ふ遊女と傀儡といふ非なり。傀儡師い

人形はいりし詩字大成傀儡部云傀儡子起於

漢祀平城之圍陳平訪知單于妻閼氏妬忌造

木偶人運機關弄於城間閼氏慮城下單于

必納遂退軍平成得解とあり。倭段のあやまり

を考へる

○僧道

補 賴豪阿闍梨大江匡房の兄といふ段

倭段云延暦寺の賴豪阿闍梨大江匡房の兄也

今按ふ賴豪ハ藤原姓にて匡房ハ大江姓

藤原系圖云式部卿宇合清成無官安繼周防守

賀備能攝津守忠紀下野守文正加賀守光輔從五位下

有家伊賀守賴豪延暦寺阿闍梨碩才之人○大江系圖云本主

備中守從五位下音人左大弁參議從三位千古式部大輔維時中納言

重光左京大夫匡衡彈正少弼舉周式部大輔成衡信濃

權守從四位下匡房權中納言とあり出自のおそひのぞ

けり又匡房兄弟なりと云ふや

補 基聖大德が段

補 あり僧祿をさけんとて神社は僧の院
 信院云昔あり僧無病人を葬て古跡は僧ふ
 神よりいふいふあり僧母が貴族首ふけて
 熱田の社内はわたりぬ神ゆへに
 今執るふ是等の院皆浮屠氏社と誣て佛ふ
 混じりの妄作に用とるふ是と因考ふる老
 口實傳云葬龜者并持死人者百日以後可
 系宮 是神宮本相 伊勢勅使部類記云久我を及
 大臣源雅實六條右大臣顯房之子也為内大臣
 た大将兼詔奉幣干伊勢を神宮其并戒

十日之第七夜夢中神來告曰此居宜移佛經
 於他所夢覺而後不知其所有之處使編尋
 之則長押上果有佛經公輒去之臨河被除
 とあり。祿と忌ふところのぞろ。を神宮へ
 遷て浮屠をさけんとて。彼は混じりて
 法令今ぬ蔽たり。他社に其始は僧徒と退
 けざるあり。彼は混じりては令今廢る
 神道へ取らね。とるまへありぬり
 理るれば祿をさけんとてわけて神社は僧
 へ。通て大理より。神罰をさるる

乱^ラふ^ニく^ニる^ニ故^ニと^ニち^ニる^ニべ^ニー

^補西行は師江に遊女^{ユウメ}と多^タ役

俗^{ソク}説^{セツ}云^クあ^ハり^ニは^ニ師^シ江^エに^ニ遊^{ユウ}女^メと^ニ多^タ役

一^{イチ}病^{ビョウ}して^ニう^ニれ^ニは^ニあ^ハり^ニれ^ニど^ニ我^ワ朝^{テウ}の^ノ柳^{リウ}下^カ惠^{ケイ}たり

今^{イマ}按^{アツ}る^ニは^ニあ^ハり^ニは^ニ師^シ江^エに^ニ遊^{ユウ}女^メと^ニ多^タ役

桑^{サウ}公^{コウ}も^モあ^ハり^ニは^ニ師^シ江^エに^ニ遊^{ユウ}女^メと^ニ多^タ役

難^{ナン}波^ハ乃^ノ漢^{カン}又^{マタ}が^ノ妻^メと^ニ通^{ツウ}ぎ^ニし^ニ事^{コト}あ^ハれ^ニは^ニり^ニど^ニ

そ^ソく^クみ^ミく^ク娼^{カウ}家^カと^ニ宿^{シュク}ぎ^ニあ^ハり^ニは^ニ師^シ江^エに^ニ遊^{ユウ}女^メと^ニ多^タ役

こ^コの^ノ徒^テれ^ニ人^ニら^ニや^ニま^ニ本^{ホン}集^{シュツ}成^{セイ}と^ニり^ニふ^ニあ^ハり^ニ

は^ハ師^シが^ノ瓜^カ田^{テン}不^フ納^{ナツ}履^リ下^カ不^フ冠^{カン}と^ニり^ニあ^ハり^ニ

あ^ハり^ニは^ニ師^シ江^エに^ニ遊^{ユウ}女^メと^ニ多^タ役

冠^{カン}と^ニり^ニあ^ハり^ニは^ニ師^シ江^エに^ニ遊^{ユウ}女^メと^ニ多^タ役

ま^マは^ハ嫌^{ケン}疑^ギを^ニ避^サふ^ニの^ノあ^ハり^ニは^ニ師^シ江^エに^ニ遊^{ユウ}女^メと^ニ多^タ役

家^カと^ニ宿^{シュク}ぎ^ニあ^ハり^ニは^ニ師^シ江^エに^ニ遊^{ユウ}女^メと^ニ多^タ役

この^ノ柳^{リウ}下^カあ^ハり^ニは^ニ師^シ江^エに^ニ遊^{ユウ}女^メと^ニ多^タ役

た^タり^ニは^ニ師^シ江^エに^ニ遊^{ユウ}女^メと^ニ多^タ役

そ^ソく^クみ^ミく^ク娼^{カウ}家^カと^ニ宿^{シュク}ぎ^ニあ^ハり^ニは^ニ師^シ江^エに^ニ遊^{ユウ}女^メと^ニ多^タ役

し^シ下^カあ^ハり^ニは^ニ師^シ江^エに^ニ遊^{ユウ}女^メと^ニ多^タ役

た^タり^ニは^ニ師^シ江^エに^ニ遊^{ユウ}女^メと^ニ多^タ役

そ^ソく^クみ^ミく^ク娼^{カウ}家^カと^ニ宿^{シュク}ぎ^ニあ^ハり^ニは^ニ師^シ江^エに^ニ遊^{ユウ}女^メと^ニ多^タ役

宿とてふべし。つゝとてふちり。今まこひ
 かんちをぐさひ思ふわづれば惑ふ。頃日宋
 リニヤラエイラクセシロクソクドウグセツ
 李昌齡が樂善録をるる僧道を避るる
 わりたふ記して戒めす。樂善録云僧道不可入
 タインニナラソビヤクサルヘカライルソウリンニ
 它院猶龍雀之不可入倉廩也。龍雀入倉廩未
 アササルクラハコシゾクヲモノソウドウイレハタイニイマアラサルナサラニセタ
 有不食穀粟者僧道入它院未有不为亂行
 モノコレコトノヒツゼンガルヘカラクスモノナリフカノビツキニセテ
 者。此事之必然不可隱者也。富家兒常令僧
 トウフイレタイニンニヒツゼンガルヘカラクスモノナリフカノビツキニセテ
 道入它院与婦人同起居而不知耻。殆其久而
 フシユクノスレイニタアラサニタメニカガニイニオセモノソフアイタム
 分熟則未有不为彼所淫汚者。其間無知之
 トモカライタツテモコトアラハレミニキイレニマタスガハチス入キンセカキヤ
 輦至於事露醜出而亦不耻不禁悲夫如此

して父の讐と復さん。たゞて君の讐と復せ
ざるべし。人倫めて禽獸とてあつざるなり。古語云
九世可以復讐と。況や公曉をや。惡れ号を
とぐめく者と稱して可なり。

補 南都惡僧の役

佐親云しう。南都の惡僧あり。幼少より學文を
せど腕とて此のあり年ふけては惡業とし
て善業にころせざる。父育て出家のこ
べたるをちとせればつづらありを腕と
て善業をなさして世の人

うとて強盜の宿なり。強盜
とて盗人も目とる。強力を知れしより
多同都とて人のくめをみよ。入れば僧
とて家の内は足よりぬき。わやまらさ
やうにちとめせられぬ。とてくさそねは
いさされたり。これより強盜はわん家
災難あり。わん強盜もあそこなし。い
てまじりあふ。いささるまじりあふ。は
たれば法師の身とて強盜といふ。ど
うもいささるまじりあふ。いささるま
じりあふ。いささるまじりあふ。いささるま

されどもなりとてや有る人ぞうへ
のうられはるはまうんとやあらばやじを得
てやけるはうけがへりてあはれ無僧と作
し後世の罪業をせらるゝくさして善業紙を
さんとするふ一文不通されいふまゝなりと
いふ強盗人より人をころしうごくれ財を
をぬきけり罪をすくはるゝとくんとする人
も多勢は歎けりやうへ盗賊の堂に入る
をぬきけり罪をすくはるゝとくんとする人
くうへとていふなり感してゆきけり

今接ふは僧要紙翻して若くは修する人
とていふぬきやうへ一尺の布帛とて頭を
けんで死をうくる僧家よりいふは女
僧をけりし所作する人ば無知の念佛者
とていふは佛はいふまゝとていふなりとて
の理ありやうへは同しけりやうへ盗
賊よりいふてやうへは前後の事一
とて感する人ばなりとて不義なる人
人ふくばさのきりさたりやうへは僧
家よりいふてやうへは財をぬく

させあやましき事ありて同類といれり
 いふに偽なりとていふなり。又死よりまで同
 類なり外は待たるなり。又家内り者偽なり
 として其下知はるなり。又僧が公の門に惹き
 てせしめんと。不惹きとてせしめんと。思ふに
 ありふべし。今其の事とあるふなり。又
 其の偽の事とてたゞ強盜の事とて同
 したるものなり。とてあはれげなるなり
 して物のなり。とて律義なり。とて思ふ
 なるものなり。又其の事とて思ふなり。

を得て。事なり。はわたり。はるの事なり。とて
 一くべし。その外より首尾とていふなり。其
 ことなり。つぎをいふなり。化て。なり。とて
 づ。なり。命をいふなり。なり。の事なり。

補 あり。偽。水。字。は。書。記。

偽。記。云。ひ。り。あり。僧。人。と。あり。その。い。て。水。の。上。り
 字。と。書。り。が。あ。り。と。さ。え。ば。り。て。あり。と。り
 ひ。り。あり。と。り。あり。

今。按。る。事。林。廣。記。云。白。契。名。黄。茶。五。文。搗。為。末
 以。少。計。調。水。紙。上。書。字。便。放。置。水。字。浮。水。上。紙

沈水底とありけけをりて書るものなるべし

補ある傳牛にせう後

信經云むいづまの國より有る人土民が伯又僧死してのち家れ牛犢をうりて三三年と過て土民犢をうけりて有り牛とて放牧して我ハ汝が伯又

天正年中

今據るふ朱子文集云蔡別妖尼干惠普託佛言人禍福朝中士大夫多往問之所言時有驗於是翕然共稱為神尼公既自少力排釋氏故獨以為妖嘗有一名公於廣座中稱尼靈異曰

嘗有牽牛過尼前者指示人曰二牛前世皆人

也前者是一官人後者是是醫人官人嘗失入

人死罪醫人藥誤殺人故皆罰為牛因呼其前

世姓名二牛皆應一座聞之皆嘆其異公獨折之

曰謂尼有靈能萬物之最靈其尤者為聰明

聖智皆不能自知其前世而有罪被罰之牛

乃自知乎於是座人皆屈服

妖尼幻術とて牛の側に物を置きて言ひ蔡

とせしめん右の者信乃牛ハ狐狸たど託して

言ひ教せしものなるべし

世三終

廣益俗說辨附編卅四目錄

○雜類 地理

補 尾張國乃經

補 隱波國乃經

補 大國乃經

補 郡をのり乃經

補 伊勢國宮河乃經

補 同國多渡乃經

補 近江國磨針乃經

補 富士山出現の事國史より乃經

尾張國の諸所

補 美濃山養老の酒泉の経 ミノヤマ ヨウラウ 附諸國温泉

補 越後國奥水村の油の経 エチゴノ

補 越前國金崎の怪異の経 エチゼン

補 磐梯池の経 バンダイノイハ

補 豊後國沉墮瀑の経 ブンゴ

補 同國風流鳴の経 タハレ

補 長門國水中の音楽の声の経 シノカク

廣益俗說辨附編廿四 井澤長秀輯錄

○雜類 地理

補 尾張國の経 ヲハリノクニ

俗説云。尾張國ハ素盞烏尊ハ倭大蛇ヲ尾ヲ割テ

死ス子叙ヲ藝田大明神ト經テ子叙ニ尾割國

ト名付ク後ニ尾張トありし

今按る小形方リ。尾張風土記云。神日本磐石

余彦天皇東征之時海部佩室奉射天皇

天種子命以三角石弓玉羽矢射殺佩室於

是海部姓絶終因此其國謂終國今日尾張

廣益俗說辨附編廿四

者音之訛也モハコノアヤリとあるは訛と云ふ

補 隱岐國の税

俗名之隱岐國ハシキヲ魚王赤目長門國キヲヲ アカメ ナカトノミと云と説
破ヤブとされ陸地クガチはありて一帯ヒトツタたる故に沖國ウキノクニと

と後ハ隱岐國ウキノとあり

今按ふ所非なり隱岐誌云隱岐在北海中故

云隱岐嶋イフ其在巽地アルラシニ言嶋イフ トウゼント前也知事郡海部

郡屬焉其位震地サシニ言嶋イフ トウゼント後也周土マキツ郡稔地郡

屬焉其府者周吉郡シヨク南岸西鄉ニレゴタ トヨサキ豐嶋也ヨリコレ後是

南至雲別美穗關ミホノセキニ三十五里辰巳至伯列赤崎タツミ フハクセツ アカサキ

浦四十里ヒツレサハ申至石見國シイハミ溫泉津ヲセン五十八里ヨリ自子

至卯無可往地テウニナシ伐夷間行イヌ 井ノイタラシ二日一夜有松嶋又一

日程ホトリ有竹嶋而已ミとげ税と訛シヨウと云ふ

補 大國と云ふ税

世俗シヨク云ふ大國と稱シヨクと云ふあり

考コ白井宗因職原ソウイン句解クカイニ云大國十二ユルイハ不謂大

和河内伊勢上総下総常陸近江上野陸奥

越前播磨肥後也

補 郡を分つれ税

俗間郡を分つれ税あり相違あり

今史國史記其後千九蓋後國史

○越後國出羽郡和銅元年九月丙戌越後國新

建山羽郡續日本紀○今越後國出羽郡也。今津風

○遠江國長田郡和銅二年二月丁未

分遠江國長田郡為二郡同書○今を以て長田

備後國品遲郡三里隸葦田郡甲努村同年十月庚寅割

甲奴郡甲奴郡からへ。品遲○上野國多胡郡同三年辛亥

割上野國甘良郡織裳韓級一作矢田大

綠野郡武美片岡郡當作六郷別置多胡

郡同書○出羽國最上郡置賜郡同五年割陸奥

國最上置賜二郡隸出羽國同書○攝津國能勢

郡同六年九月己卯割攝津國河邊郡玖左村

為能勢郡同書○陸奥國丹取郡同年十二月辛

卯陸奥國新建丹取郡同書今丹取郡○美濃國

席田郡靈龜元年七月丙午美濃國始建席田

郡同書○石城國今の陸奥國磐城郡養老二年五月己未

割常陸國石城標葉行方字之一作巨理菊多

菊田一作六郡置石城國同書○舊事紀云石城國造志賀高亮

度令延佳云今陸奥國磐城郡後は磐城郡より五郡をとり

標葉郡行方郡字多郡巨理郡菊多郡なり

黄谷金日編十

○石背國今の陸奥同年同月同日割割白河石背會

津安積信五郡屬石背國同書。舊事紀首書云伊

郡今津郡安積郡信○菊多郡今陸奥同年同月同日

割常陸國多珂郡之鄉二百二十烟名曰菊多郡

置石背國同書。後よ磐前郡○志摩國同書。今志摩依藝郡

同二年四月丙戌分志摩國志摩郡塔志郡一作

五鄉始置依藝郡同書。今志摩國に依藝郡志摩

河内國大縣郡同四年十一月乙亥河内國堅下

堅上二郡更號大縣郡同書○依渡國賀母郡

羽茂郡同五年四月丙申分依渡國難太郡始

置賀母一作ハモチ羽茂二郡同書○備前國藤野郡同

年同月同日分備前國邑久赤坂郡始置藤野

郡同書。今依前國に後移郡あり。和名類聚抄に和氣郡あり。後

○備後國深津郡同年同月同日分備後國安

那郡置深津郡同書○周防國玖珂郡同年同

月同日分周防國熊毛郡今作置玖珂郡同書

○遠江國山名郡同六年二月丁亥割遠江國依

蓋郡八鄉始置山名郡同書。依蓋郡ハ○陸奥國栗

原郡神護景雲元年十月乙巳陸奥國置栗原

郡同書○伊豫國新居郡大同四年九月乙巳改

伊豫國神野郡為新居郡以觸上諱也。日本書紀後紀
諱神 ○陸奥國和我郡獲縫郡斯波郡弘仁二
年正月丙午陸奥國置和我獲縫斯波三郡。同書
縫郡也 ○越前國今立郡。同十四年六月丁亥越
前國丹生郡管鄉十八驛三割九鄉一驛更建
一郡號今立郡。同書 ○加賀國能美郡石川郡
同十年同月同日加賀國江沼郡管鄉十三驛四
割五鄉二驛更建一郡號能美郡同加賀郡管
鄉十六驛四割八鄉一驛更建一郡號石川郡
同書 ○土佐國高岡郡。承和八年八月庚申土佐

國吾川郡八鄉各分四鄉建二郡新鄉號高岡
續日本書紀 ○美濃國石津郡郡上郡齊衡二年閏
四月丁酉分美濃國多藝武義二郡置石津郡
上二郡。文德實錄 ○肥後國山本郡貞觀元年五月
四日己未分肥後國合志郡始置山本郡。三代實錄
○阿波國三好郡同二年三月二日壬子割阿波
國美馬郡始置三好郡。同書 ○伊豫國喜多郡
同八年十一月八日己酉割伊豫國宇和郡置喜
多郡。同書 ○飛驒國大野郡同十二年十二月八
日乙酉分飛驒國大野郡為兩郡。同書 ○按延喜
式倭名類聚鈔

廣谷公院付編廿四

伊雜宮此也。彼真名鶴^{ササ}乎^コ。号^{ナツケラナク}称大藏神^ト同^シ處^ニ祝^{ミコト}宛^ニ奉^{マツル}也^ニ。神^{カミ}風^{フウ}小^コ名^ナ壽^ス云^ク。云^ク河^{カハ}ハ^ハ外^{ソト}宮^{ミヤ}の所^{トコロ}の^ニあ^リ。け^レ大^{オホ}藏^{ザウ}神^{カミ}。奉^{マツル}也^ニ。奉^{マツル}名^ナを^ヲ云^ク。云^ク河^{カハ}ハ^ハ外^{ソト}宮^{ミヤ}の所^{トコロ}の^ニあ^リ。け^レ大^{オホ}藏^{ザウ}神^{カミ}。を^ヲ取^{トリ}ら^ズ。云^ク。云^ク河^{カハ}ハ^ハ外^{ソト}宮^{ミヤ}の所^{トコロ}の^ニあ^リ。け^レ大^{オホ}藏^{ザウ}神^{カミ}。

補

伊勢國多^タ波^ハ山^{ヤマ}乃^ノ水^{ミヅ}の^ノ後^{ノチ}

信^シ從^ス之^ヲ。伊勢國多^タ波^ハ山^{ヤマ}乃^ノ水^{ミヅ}の^ノ後^{ノチ}。滝^{タキ}あり其^{ソノ}方^{カタ}なる^ニの^ノと^ト云^クニ

所^{トコロ}よりハ^ハ河^{カハ}ありて水^{ミヅ}地^チの下^{シタ}に^ニ云^ク。云^ク河^{カハ}ハ^ハ外^{ソト}宮^{ミヤ}の所^{トコロ}の^ニあ^リ。け^レ大^{オホ}藏^{ザウ}神^{カミ}。

是^{コノ}物^{モノ}を^ヲ云^ク。云^ク河^{カハ}ハ^ハ外^{ソト}宮^{ミヤ}の所^{トコロ}の^ニあ^リ。け^レ大^{オホ}藏^{ザウ}神^{カミ}。

今^{イマ}按^{アツ}ふ^ハは^ハ云^ク。云^ク河^{カハ}ハ^ハ外^{ソト}宮^{ミヤ}の所^{トコロ}の^ニあ^リ。け^レ大^{オホ}藏^{ザウ}神^{カミ}。

河^{カハ}出^デ流^リ波^ハ山^{ヤマ}乃^ノ水^{ミヅ}無^{ナシ}河^{カハ}流^リ入^{イル}梯^{ハシ}河^{カハ}其^{ソノ}源^{ゲン}自^{ヨリ}地^チ中^{ナカ}

行^{ユク}故^コ人^{ニヒト}不^レ見^ス其^{ソノ}水^{ミヅ}取^{トリ}由^{ヨリ}出^デ會^{カヒ}津^ツ風^{フウ}土^{ツチ}記^キ云^ク潛^{カクレ}清^{スミ}

水^{ミヅ}在^{アル}耶^ヤ麻^マ郡^{クニ}布^フ藤^{トウ}村^{ムラ}自^{ヨリ}源^{ゲン}行^{ユク}地^チ中^{ナカ}二十^ニ許^ホ步^ボ陸^{リク}

與^ツ名^ナ取^{トリ}集^ツ云^ク信^シ主^ヌ郡^{クニ}忍^ニ山^{ヤマ}の^ノ所^{トコロ}より流^{ナガレ}と^ト云^ク。云^ク河^{カハ}ハ^ハ外^{ソト}宮^{ミヤ}の所^{トコロ}の^ニあ^リ。け^レ大^{オホ}藏^{ザウ}神^{カミ}。

其^{ソノ}地^チ乃^ノ云^ク。云^ク河^{カハ}ハ^ハ外^{ソト}宮^{ミヤ}の所^{トコロ}の^ニあ^リ。け^レ大^{オホ}藏^{ザウ}神^{カミ}。

系^{ケイ}なりと^トあり。我^{ワカ}朝^{テマ}乃^ノ云^ク。云^ク河^{カハ}ハ^ハ外^{ソト}宮^{ミヤ}の所^{トコロ}の^ニあ^リ。け^レ大^{オホ}藏^{ザウ}神^{カミ}。

の^ノ臨^{リン}海^{カイ}記^キ云^ク。云^ク河^{カハ}ハ^ハ外^{ソト}宮^{ミヤ}の所^{トコロ}の^ニあ^リ。け^レ大^{オホ}藏^{ザウ}神^{カミ}。

石^{イシ}井^イ深^{フカ}四^シ丈^{サツ}常^{ジョウ}有^{アリ}湧^{ユウ}泉^{セン}昔^{ムカシ}有^{アリ}採^{サイ}材^{サイ}人^{ニヒト}臨^{リン}溪^{セキ}洗^{セン}器^キ

流^{ナガレ}失^シ酒^{シュ}杯^{ハイ}後^{ノチ}出^デ於^ニ石^{イシ}井^イと^ト云^ク。云^ク河^{カハ}ハ^ハ外^{ソト}宮^{ミヤ}の所^{トコロ}の^ニあ^リ。け^レ大^{オホ}藏^{ザウ}神^{カミ}。

乃^ノ水^{ミヅ}同^{ドウ}ト^ト云^ク。云^ク河^{カハ}ハ^ハ外^{ソト}宮^{ミヤ}の所^{トコロ}の^ニあ^リ。け^レ大^{オホ}藏^{ザウ}神^{カミ}。

補

近^{チカ}江^エ國^{クニ}磨^マ針^{ハリ}と^ト云^ク。云^ク河^{カハ}ハ^ハ外^{ソト}宮^{ミヤ}の所^{トコロ}の^ニあ^リ。け^レ大^{オホ}藏^{ザウ}神^{カミ}。

作^{サス}記^キ云^ク。云^ク河^{カハ}ハ^ハ外^{ソト}宮^{ミヤ}の所^{トコロ}の^ニあ^リ。け^レ大^{オホ}藏^{ザウ}神^{カミ}。

廣^{ヒロ}谷^{タニ}見^ミ府^フ編^{ヘン}冊^{ソク}四^シ

アと芥を磨く針とせしより名はるるなり

今按ふふ。一に似るなり。劉氏鴻書

云昔李白讀書於象宜山中未成棄去過小

溪逢老嫗方磨鐵杵問之曰欲作鐵大臼感其

意還卒業と云く是等皆譬喩なり。実

ぬわくこふべし

補 富士山出現の事國史よりとて後

俗間年記の書云後河内富士山孝安天皇元年

年に出現する三代實録よりとて

今考ふ。三代實録みけ事よりとて

實録ハ光孝清和陽成三代の事と記し

光孝弘孝孝安より遠く在書不貞觀六年二

月廿五日駿河國富士郡大山甚熾燒山方二

里光炎高二十餘丈有雷地震歷十餘日火猶

不滅焦巖崩巖沙石如雨とあり此出現と見

えられしなり

補 美濃國養老酒泉乃經

俗説云古むえ年災流ふより酒泉より出

まかりあり

今按ふ。酒泉これの事なり日本紀云。天武

天皇七年十一月己亥遣沙門法眞ツチトノイマシ往真
 義等試飲キヲコロシマシム江國益須郡ヤスノ醴泉レイセン又云醴泉涌
 於江國益須郡都賀山トガノニモリノヤマニ諸疾病瘵者衆
 豐後風土記云大分郡オホノ酒水ミヅ在郡在郡此水之源出郡
 西自野之磐中イハノオキテニミナラタリナリ指南下流其色如酒味少酸
 焉ニ今昔物語云ウびうウの僧大老ミヤといふと
 て乃をふとふとてあつたなり。其師乃
 中に泉あり。あつたふとふと上シメ家イユ氏シ氏
 くりて。あつた水乃を黄キとみたり。嘗ヨツて飲
 るる。あつたあつた酒のまじりありとあり。

本草綱目云醴泉レイセン味如醴故可以養
 老飲之令人多壽シヤニイキナカラ白虎通云醴泉者狀如醴酒
 可以養老シヤニイキナカラ庚穆之相州記云君山上有美酒數
 斗ト廣川書跋云醴泉銘云京師醴泉飲者痼
 病皆愈又云其味若醴アチハニコトシ東觀記云漢光武帝
 中元元年醴泉出京師飲之者痼疾皆除又晉
 武帝泰始八年河列カ醴泉涌出飲之不老ハナハ
 の事後書云載シり。然シテ又河列カの
 後吳帝のよわあつたを果ミと
 りシあつた

附諸國溫湯。攝津國有馬アヰニ按此風土記云有馬按此風土記云有馬大和國

十津河。倭勢國七栗勢陽社記云一志郡七栗云云あり

紀倭國走湯紀倭地志云牟婁郡津原 同國湯同國湯

同回色湯地志 同龜神同書 同二

河。同書 倭國道後倭國風土記云 播磨國明石後拾遺集

但馬國城崎後拾遺集 甲斐國湯長門國

倭山相模國塔澤。同湯本。同通賀。同宮下。同

底倉。同堂崎。同芦野。倭豆。國勢海。同走湯山。

同倭東。同松原。美作國湯江。信濃國七

湊清少納言 同草津。同浦野。同淡間或云淡間

知宗國三澤。同津仁川。同玉造。同牛尾。能登

國湖中。加賀國山中。同湯涌。同於宇曾。下野國

倭賀保。同國日光。同峯上。同奈須。同塩原。同中

禪師。常陸國袋田常陸國誌云久志郡 越後國関山。

越中國大牧。同山田。陸奥國岩城。同名取。同玉

造大和物語 同鳴子。同鎌崎。同青根。同磐梯今津風

同東岳同書 同熱鹽同書曰 同砂子原同書大

同湯本同書曰 同湯原同書曰 同湯岐

同湯入同書云 筑前國湯所筑前續風土記云御

同湯入同書云 筑前國湯所筑前續風土記云御

同湯入同書云 筑前國湯所筑前續風土記云御

同湯入同書云 筑前國湯所筑前續風土記云御

同湯入同書云 筑前國湯所筑前續風土記云御

同湯入同書云 筑前國湯所筑前續風土記云御

同湯入同書云 筑前國湯所筑前續風土記云御

湯谷同國ユタニ 芦北アキタ 離來同國リキ 山鹿湯町カヌ 同平山ユ 豐

後國赤湯アカユ 豐後風土記云速見トクミ 同玖信理クニノリ 同書在郡西トナリ

井伊縣風土記云速見トクミ 同別府村ベツポ 未知處ミダシ 吹田溫泉フキタ 泉イハ

吹田の温フキタ 泉イハ 未知處ミダシ 豆留麻マシ 此の温泉多し也コノ

いふも其大案を定む記と

補 越後國臭水村の記

佐紀云越後國臭水村といふ所の河水油ありと

いふも其大案を定む記と

いふも

今按るにいふも漂粟手牘云流波山中

有燃海千里民汲之以代油光明適乎油數倍

秦始皇使人汎千艘往山中船人不知水性夜

以燭投水中火大發遍海悉燒火光接天千

里無一人還者自此臨干海畔汲用而已昨夢

録云猛火油者聞出於高麗之東數千里と

わとば臭水村の油のふいあつたり

補 越前國金崎の怪異の記

佐紀云越前國金崎といふ所の夜といふ海より船

あふく城をくぐりて系輿乃人騎馬の人浪乃と

わとば

今按ふ伊川先生曰人氣のまゝに尽るゝと
して強く死にねまゝに鬼鬼帰るとある。あ
人夜淮よふゆよ。大勢の矢終る人をとる。
きてるを。後、向ひ昔人れ戦場なりと。
これ皆非命み死に突を啼く抱を抱てい
た氣散せざるありとあり。朱子全集も古
戦場るれありとあり。但し又海市と
るあり。夢溪筆談云登別海中時有雲氣
如宮室臺觀城堞人物車馬冠蓋歷々可見
録異記云益陽縣在長沙郡界時見長沙

城隍人馬形色悉可審辨。あり。焉とくい

るゝいゝゝゝ

補

盤梯池の伝

俗伝云盤梯池といづものありと知人なり

今按ふ會津風土記云猪苗代湖在盤梯山

下又同二年暴涌焉緊廻百里許會津國郡

鬼鴈白鳥唼喋于此環湖數十浦浸會津耶

麻安積三郡可與近之琵琶湖茲稱者也相傳

三番三謡盤梯池是也湖中有翁鴈有翁神

社とあり考へ知へ

補 豐後國沈墮瀑乃伝

俗伝云豐後國沈墮瀑を他國より知人稀なり

今按ふ沈墮瀑記云豐後國之野那有瀑號沈

墮傍有兩洲曰男洲曰女洲即男瀑女瀑之所流積

也土人傳て日本第一の瀑也稱と近衛信尹公

は庵を津使有て布川をせざるいかにわもふも

ふふふふふふふふふふふふふふふふふふふふ

べし石川丈山詩二首 和法橋 峯巒一派掛長虹

亂雷散漫煙霧中 漱自銀河波底出 白竜倒

下碧雲宮 練傑巖涯不測洄驚湍急似眼

如眼 高源漲落飛冰雪 萬馬千雷吼 礪川

見覆 杏菴堀正意有詩二首 和法橋 飛流如雪

又如虹 人骨清冷一望中 高直朋々奇絶處却

疑素練落天宮 飛瀑落來沈墮洲 淵深巖

峽忽為眩 古今此處號男女 盟久千年山與川

とふふふふ

補 風流鳴ハ豊後國よりありとつ伝

俗伝云風流鳴ハ豊後國にあり河尻河港より

俗裸鳴とつ

今按ふ小豊後國より風流鳴なり肥後國宇土郡

廣益俗說辨附編卅五目錄

○雜類人事

補
出陣ユツヂ
旗折ハタヲル外従

補
箭文乃經

補
湯起請の經

補鉄漿眉かみぐりみろ

補
妊婦暑常の役

○ 雜類 居處

補
御
所
と
子
程

補井光子とある

○ 雜類 衣服

補 正月衣服の図

補 隆興のくものあそ布の図

○ 雜類 宝貨

補 日本錢のけづめの図

○ 雜類 書籍

補 菅家萬葉集の図

○ 雜類 畫圖

補 素盞烏尊の圖の図

補 後唐天神の圖の図

○ 雜類 器用

補 和琴のけづめの図

補 玉平革の図

廣益俗說辨附編卅五

井澤長秀輯錄

○雜類 人事

^補出陣^{シユッヂ}は旗折^{ハタヲル}る候

俗に云出陣^{シユッヂ}の候に旗折^{ハタヲル}る候あり。その外^{ほか}乃^ナは必ず敗軍^{カセムスハイゲン}よりなること

今結^{ハタヲル}る。旗折^{ハタヲル}るは自然^{シゼン}なり。去^{キツ}りては

少^{セウ}もの。齊東野語云出師^{シツ}旗折^{ハタヲル}武王伐紂^{ブツニチウ}大

風折^{カゼヲル}蓋^{カサ}劉裕^{リウヨク}擊^{ウツク}盧^ロ將^{サウ}戰^{ケン}而^ニ所^{トコロ}執^{シツ}麾^モ竿^{サウ}折^{ヲル}幡^{ハタ}

沈^{シヅム}於^ニ水^{ミヅ}衆^{モロ}咸^{コトク}懼^ク帝^{テイ}悅^{エタス}曰^{イハレ}昔^{マカレ}覆^{フク}舟^{フナ}之^ノ役^{エキ}亦^ニ如^{コトニ}此^カ

勝^{カサ}必^ニ矣^{ナリ}乃^ナ大^{オホ}破^{ウツク}循^{ジュン}軍^{グン}哥^カ舒^{シヨ}曜^{ヨウ}討^{ウツク}李^リ希^キ烈^{レツ}帝^{テイ}

祖於通化門。是日牙竿折時。以曜父翰昔出師。有此而敗。甚憂之。而曜竟收汝別擒周晃。何

補 箭文の役

俗間中の軍記。矢文を射る事。ややくん

今按ふ。本朝のいふこと。はるかに。のり。通鑑綱目云。梁羊侃。詐稱得射書云。郡陵王西昌侯。援兵已至。近路又云。侯景射書。於城中。とある類なり。

補 湯起請の役

俗説云。湯起請。鉄火と取。つたのころより。始ふ

今按ふ。神代より。さうふへり。と。國史より。いふ。元茶天皇を始。日本紀云。元茶天皇沐浴。齊戒各盟。神探湯。各著本綿手。強。金探湯。得實者自全。不得實者皆傷。注曰。塗納金。煮沸。攘手探湯。塗或燒芥火。色置干掌。天。日之檀。請神設盟。釜。弘仁私記云。坐井。檀丘。令探熱湯。定真偽。大和國高市郡。在釜。是也。いふ。や。夷俗考云。倭國。訊獄。こい。同傳。え。や。夷俗考云。倭國。訊獄。

置小石於沸湯令背法者探之云理曲と紀一

うり

補 鉄漿をほき眉はくろくさげとてを段

倍段云鉄漿をつき眉をつろさげ髪とみん

聖徳太子よりくゆり

今梅ふ日本紀神功皇后のめ美女歸のめ

とめは眉とくろ鉄漿とくろく上をり

中くろく見原如りくろくを同

えくろく兩朝平壤録論日本風俗曰官家子

姓皆以鉄鉄水浸梧子末塗牙與民家以黑白

分貴賤海人藤本云鳥羽院時代いふ男の眉ををき

女子不令良賤殊牙始嫁遠くはくろく歯黒圖式

大内いふくろくくろくくろくくろくくろくくろく

眉のくろく十品あり詳は眉圖式より

わり粧皇記云五代宮中畫眉一曰開元御愛

眉二曰小山眉三曰五岳眉四曰三峯眉五曰

垂珠眉六曰月稜眉又名却月眉七曰分稍

眉八曰涵烟眉九曰拂雲眉又名横烟眉十曰

倒暈眉くろく又戒菴謾筆云倭國婦人不裹

足髮長散披在後フルカゲ卓氏藻林云美人頭

髻名頭上倭墮髻中華古今注云倭墮髻墮

馬之餘形也異稱日本傳松下見林日本紀云天武天皇

十二年六月丁卯男女始結髮けくさ髪ととあり

各考知右邊筆に倭國婦人不裹足とあり上右い足袋

と泉列志女中道指南に記さる

補懷妊のニニフ著常乃貌

俗説云日本ニニフ姓婦常とありとありイミダ

常と名づくイミダとありとありとあり

今按イミダより後よりあり婦人産帶記云初受

胎之婦ニニフ尤艱於慣胎者因産戸未廣必四五箇月

前後用軟綿或帛ニニフ潤七八寸自背纏至腹以針線

縫如塊狀ニニフ晝夜不解倘胎長大覺胸中有氣

急狀方可放線三分或五分不可滿寸漸以調之

則肌肉有所束縛不使胎長極大便於産也此

方不特宜于初胎者雖慣胎亦可ニニフ吳竹集云あり

肥後土俗の俗説云益敷郡ニニフの城より木ふた近き痛惟久入道紹

宅上居して少婦を著連ニニフけり云々ニニフき月経をさすといふ句あり

紹宅人其れを膚ニニフひとて織ニニフ物と付紹宅は貴族とありより世々も

○雜類 居處

廣作言附録

補 沛不くつて後

俗説や武家をも。沛布くつてあり

今按ふぬ女官考云仙洞抄あり我君沛布を

乃号わへる一ス衣家などありとも沛布有

ぬくはくろくありとあり況や其以下をや

補 井ひうかてあり後

俗説は時く井之をふくありありといふ

ゆゑ

今按ふ。王梅溪文集云。予家之東南有井

覆以屋其水清而甘冬温而夏寒雖大旱水

僅盈尺而泉脉不枯井方不及丈紹興庚午季夏

之夕僕夫汲而以井有光告予往視之隱々螢々

如燈如螢如光芒之星不知其果何物也意者魚

鱉之族其鱗甲文理晦於晝而繁於夜耶或螺

蚌之腹產明珠以自照耶其在物理或之有也

惑者好語怪匪妖之則祥之矣予故以物理辨

之とあり。これ偶然の事なり。吉也とあり

ふは事を知べし

○雜類 衣服

補 正月衣服の後

俗同正月貴賤もふ。分れあひてあつてさ
衣服を着て移る。これと正月衣服とふ。あつて
はたれとあり

今按ふ。もあつてあつてあり。東京夢華錄云小民
雖貧者亦須新潔衣服把酒相酬。爾と云ふ

附日用雜字に衣服の條を記し訓を加へて童蒙の便と
大紅 官緑 翠藍 葱白 石青 真青 薑黃 月白
桃紅 金黃 黃 白 玄 黃褐
沈香色 竹根色 此訓めくや否や

補陸奥のくれちと布の役

俗記よ。みちのくちとちと布といひて出處
うたふ

今按ふ。會津風土記云細布出伊北郷後拾遺
集能因歌仁志幾々波多天奈賀羅古曾久知滿
計禮計不農保曾奴乃武念阿波之登也伏見帝
御製與登々毛爾武念阿比賀太起和賀古比農
多具比毛志羅奴計不農保曾奴乃とありとあり

○雜類 宝貨

補日本錢のけり

俗記云。日本に錢ありと。和洞元年よりけり
今按ふ。日本に錢ありと。天武天皇の御宇
よりあり。日本紀云。天武天皇十二年四月戊午

朝壬申詔曰。自今以後必用銅錢。莫用銀錢。
錢の國史云々、類聚國史云。持統天皇八年三月二日。
以直廣肆大宅麻呂勤大貳臺忌寸八嶋黃書
連本貫等拜鑄錢司。
續日本紀云和銅
元年正月乙巳武藏國秩父郡獻和銅改慶雲五
年而為和銅元年。同二年甲戌始置催錢司。同
年五月壬寅始行銀錢。同七月丙辰令近江國
鑄錢。同八月己巳始行銅錢。
是和同開
廢銀錢。一行銅錢。同三年正月丙寅太宰府獻
銅錢。同戊寅播磨國獻銅錢。養老五年正月

丙子令天下百姓以銀錢一當銅錢二十五。以銀一
兩當一百鐵行用之。天平二年三月丁酉周防國
熊毛郡牛鴻西汀吉敷郡達理山所出銅以充
長門鑄錢。天平宝字四年三月丁巳勅錢垣造
新樣與舊並行。其新錢文曰萬年通宝。以一當
舊錢之十。
拾芥抄云萬年通宝
銀錢文曰大平元宝。
拾芥抄云大平元宝
以一當新錢之十。
拾芥抄云大平元宝
金錢文曰開基
勝宝以一當銀錢之十。
拾芥抄云開基勝宝
天平神護
元年九月丁酉更鑄新錢。文曰神功開宝。與前
新錢並行於世。
泉志云神功開珍。延曆中鑄。思珍當位宝。
日本後紀云。弘

仁九年十一月辛巳初改錢文曰富壽神宝續日
 本後紀云嘉祥元年九月己亥令鑄新錢又曰
 長年大宝拾芥抄云隆平永宝延喜十五年十一月八日 承和
 昌宝承和二年二月五日 饒益神宝貞和元年四月廿八日 貞觀永宝貞觀十二年
 年五 寬平大宝寬平二年五月 延喜通宝延喜七年十一月二日 乾元大
 宝天德二年三月廿五日 泉志云日本國錢四品並徑寸重五銖
 其文隸書一曰和銅開珍二曰神功開珍珍當三
 曰萬年通宝四曰隆平永宝其寧野小窻別記
 云日本國和同錢神功錢萬年錢隆平錢乾文
 錢國朝會要云其國用銅錢曰乾文宝當乾元大宝

山崎垂加翁曰神功錢稱德御宇鑄之承和錢仁明
 御宇鑄之饒益貞觀二錢清和御宇鑄之寬平錢
 宇多御宇鑄之隆平延喜二錢醍醐御宇鑄之乾
 文錢村上御宇鑄之改元考。扶桑略記云一條院承延元年三月一日癸亥十六日戊寅右大臣以下各伏座定申賀茂上社社宜賀茂在實於社頭鳥居側掘古錢七百八十二文獻公家其文有三和同開珍萬年通宝神功可通用否事又人令諸通勅申之 舊記云慶長十五十九
 月十日捨永樂通宝錢用京錢京錢者歷代之雜
 錢也又云寬永十二年七月始鑄寬永通宝新錢
 山崎垂加翁云古錢之流落於世間形弊文滅完
 全者數矣今行寬永通宝體質堅厚輪郭周

補 後唐天神の圖の役

倭同後唐の天神といふ圖あり。其像頭ハ帽子ハカシ狐キツネふり梅ウメ花ハナをとり

或人云。後唐の天神とて。帽子ハカシ狐キツネふり梅ウメ花ハナをも
てり。此をてしとて。畫くハ菅カネ笠シヤウ相フあり。あハ社ハシ和靖ワセイ
の圖なり

○雜類 器用

補 和琴のけしきとての役

倭説云。和琴ハ神功皇后ニギハヤヒにたけしき
今梅イメふフ花ハナなり。和琴ハ神代ニギハヤヒよりあり。鎮座チンザ本紀

補 正平革シラヘノ役

倭説云。正平革ハ正平年中に。平將門ヘイサカモリ追討ツイトウのとき
討ウラふフ大將ダイサウ製ツクとてしき

今梅イメふフ花ハナなり。肥後國ヘイゴク八代郡ヤツレノといふ。へとて
天平革ヘイペイの板。正平革シラヘの板あり。て今めつるなり。
尤絶品モトモトなり。天平革シラヘの板ハ中ナカに天平十二年ハ

月くありて不動の像及八幡二字并に梵字等
あり。また神号佛形あり。故に商賈と忘へり
し。征西將軍懷良親王八代郡高田より
くる所。南朝正平年中。小別板と彫る。商
賈もやすくあら。是よりして清く。人をも
り。とて正平清免章と稱とげ板に中。正平
六年六月一日あり。他國よりきて。正平章と名
をて深出とて。右の章は似るものほ。
就中。天平章とふと。なり。

廣益俗說辨附編廿五終



